

保育の必要性の認定に係る就労の下限時間について

児童福祉法の改正により、保育の必要性に係る事由については、子ども・子育て支援法施行規則に規定されるが、同規則のなかで“就労の下限時間”については「48時間から64時間の間で市町村が定める」ことされている。

■本市の考え方（案）：一月当たり64時間

【理由】

本市における現行の就労の下限時間は一月当たり64時間であり、現在の運用について利用者等から特段の要望等もないこと、並びに広域調整（市域を超えた園児の預かり）の対象となる可能性が高い隣接市町村における就労の下限時間（予定）から、これ以上就労時間を短くする特別の事由がないこと。

■運用の変更点

【現行】：正午をはさんだ1日あたり5時間以上の就労かつ1ヶ月あたり16日以上の就労をしていることとする。この時間には通勤時間を含まないが、休憩時間を最大1時間含むことができる。

（計算式）

$$\begin{aligned} (5 \text{ 時間【就労】} - 1 \text{ 時間【休憩時間】}) & \times 16 \text{ 日} = 64 \text{ 時間} \\ \text{【1日あたりの就労時間】} & \times \text{【1月の就労日数】} = \text{【下限時間】} \end{aligned}$$

【変更後】：1日あたり4時間以上の就労かつ1ヶ月あたり16日以上の就労をしていることとする。この時間には通勤時間を含まない。

（計算式）

$$\begin{aligned} (4 \text{ 時間【就労】}) & \times 16 \text{ 日} = 64 \text{ 時間} \\ \text{【1日あたりの就労時間】} & \times \text{【1月の就労日数】} = \text{【下限時間】} \end{aligned}$$